

伊方原発広島裁判 原告の申込み

資格

日本に居住している方であれば、年齢、性別、国籍を問いません。
全ての人が原告になることができます。

※同じ訴えの他の裁判と原告を兼ねることはできません。伊方原発差止の訴えは松山地裁、大分地裁、山口地裁岩国支部にも提訴されています。こちらの原告の方は、当裁判の原告を兼ねることはできません。

要件

- (1) 訴訟委任状のご提出
- (2) お一人1万円の参加費の支払い

※参加費のほぼ半分は裁判所手数料にあてられ、残り半分は弁護士諸費用や活動費にあてられます。
※広島原爆・長崎原爆の被爆者の方、諸福島事故損害賠償訴訟の原告の方は参加費無料となります。

手続き

1. 原告申込書（裏面参照）提出または参加費1万円の払い込みの確認をもって原告団名簿に登載します。原告申込みは項目が記載されていれば、メールで申込まれても結構です。
2. 訴訟委任状受領の確認をいたします。
3. 正式に原告になられたことをメールか封書で確認します。

原告としての活動

1. 原告団・応援団会議、口頭弁論期日にできるだけ参加してください。
2. この裁判の意義をできるだけ多くの人に知らせてください。

原告になることの意味

原告となることは原発反対の単なる“意思表示”を超えて、それ自身が原発反対の“行動”です。諸事情で活動できなくても、原告になる“行動”が大きな力となります。

その他、ご質問やお問い合わせは原告団事務局にご遠慮なくご連絡ください。

伊方原発広島裁判原告団

事務局：〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203

E-mail：h-saiban@hiroshima-net.org URL：http://saiban.hiroshima-net.org

担当者：小田真由美（伊方原発広島裁判原告団事務局長）

原告申込書

(ご記入日) 年 月 日

ふりがな		
お名前		
該当する項目に○をしてください。		
一般です	被爆者です (広島・長崎)	諸福島事故損害賠償 訴訟の原告です
住所 〒	—	
電話番号（緊急時の連絡先として）		
E-mail（できるだけメールでご連絡いたします）		
何か一言ありましたらお書き下さい		
※書き込まれたコメントはメールや web サイトにて公表させていただく場合があります。		

伊方原発広島裁判原告団事務局は、いただいた個人情報を次の規定に基づいて厳重に管理・運営いたします。

1. 秘密の厳守：個人情報を当裁判手続き以外の目的で使用しません。
2. 譲渡・提供の禁止：個人情報を外部に流出あるいは譲渡・提供しません。